

建設技第 3066 号
令和 3 年 3 月 4 日

(一社)佐賀県建設業協会会長
佐賀県管工事協同組合連合会代表理事
佐賀県電気工事業工業組合理事長
(一社)佐賀県電業協会会長
(一社)佐賀県造園建設業協会会長
(一社)佐賀県空調衛生工業会会長
佐賀県解体・リサイクル協議会事務局長
佐賀県建造物解体業連合会会長
(一社)佐賀県県土づくりコンサルタンツ協会会長
(一社)佐賀県地質調査業協会理事長
(一社)佐賀県建築士事務所協会会長

様

佐賀県県土整備部長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更
(令和 3 年 2 月 26 日)に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和 3 年 2 月 2 日)に伴う工事及び業務の対応について」(令和 3 年 2 月 15 日付け建設技第 2873 号)等により、遺漏なきようご対応をお願いしていたところで

す。
令和 3 年 2 月 26 日に、令和 3 年 3 月 1 日以降について、緊急事態措置を実施すべき区域が変更されたところですが、引き続き、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長(令和 3 年 2 月 2 日)に伴う工事及び業務の対応について」等の内容を踏まえ、適切なご対応をよろしくお願ひします。

(担当)
建設・技術課 入札・契約担当
TEL 0952-25-7102 (直通)